

記者発表資料
平成30年8月1日
(担当) 交通局総務課
下山田
(内線) 750-2202
(直通) 712-8304

交通局職員の懲戒処分について

仙台市交通局では、本日以下のとおり職員の処分を行いましたのでお知らせします。

- 1 所 属 交通局自動車部実沢営業所
- 2 職 位 等 一般職 (バス運転手)
- 3 年 齢 50歳代
- 4 処分の内容 停職6月
- 5 処分の理由 当該職員は、平成30年6月24日午前0時15分頃、飲酒後に私用で乗用車を運転中、泉区泉中央の道路で警察官に呼び止められ、呼気から0.15mg/lのアルコールが検知されたため、酒気帯び運転で検挙されたもの。
- 6 処分年月日 平成30年8月1日